

労働保険事務組合

# 大阪SR経営労務センター ご加入のご案内

労働保険のノウハウに  
まかせて安心!



厚生労働大臣認可労働保険事務組合

## 大阪SR経営労務センター

〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30

大阪府社会保険労務士会館8階

TEL.06-4800-8231 FAX.06-4800-8232

【ホームページ】<https://osaka-sr.com/>

# 労働保険のプロにまかせて安心

大阪SR経営労務センターでは大阪府社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が労働保険に関する手続きを行いますので安心して委託いただけます。

委託いただくと、こんな**メリット**があります！

メリット

1

労災保険に加入できない中小企業の事業主や家族従業員の方にも特別加入することができ、安心して仕事に就くことができます。

(制度の概要は右のページをご覧ください。)



メリット

2

労働保険料(概算保険料)について、額の大小にかかわらず年3回に分割して納付することができ、計画的な資金運用ができます。



メリット

3

労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって大阪SR経営労務センターが行ないますので、貴社の事務が軽減されます。



## こんな事務が**軽減**されます

SRと担当社会保険労務士にお任せください！



- 1 労働保険料(概算・確定)などの申告及び納付に関する事務
- 2 労働保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険適用事業所設置届等に関する事務
- 3 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- 4 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- 5 その他、労働保険についての申請、届出及び報告に関する事務



(注)印紙保険料に関する事務や労災保険及び雇用保険の給付の請求等の事務は労働保険事務組合では取り扱えませんが、労災給付(業務災害・通勤災害)の手続きについては、担当の社会保険労務士にご相談ください。

# 中小企業事業主等の 労災特別加入制度について

## 中小企業事業主等の労災保険

労災保険は本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。しかし、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当とみなされる一定の方に対して特別に任意加入が認められているのが「労災保険の特別加入」です。

労災保険に特別加入できるのは中小企業の事業主、法人の役員、家族従事者です。この方々が業務遂行上、労働者に準じて保護することが必要と認められた場合、労災保険が適用されます。

### 特別加入時の健康診断の受診

特別加入をする者のうち、下記の業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時に健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に従事した通算期間
イ. 粉じん作業を行う業務	3年
ロ. 身体に振動を与える業務	1年
ハ. 鉛業務	6ヶ月
ニ. 有機溶剤業務	6ヶ月

※健康診断の結果が判明するまでは、承認が保留されます。  
 ※健康診断に要する費用は国が負担します。

### 特別加入者の労災保険料

希望する給付基礎日額の保険料算定基礎額に、当該事業所に適用されている業種に定められた労災保険率を乗じた額です。



### 特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000円	9,125,000円
24,000円	8,760,000円
22,000円	8,030,000円
20,000円	7,300,000円
18,000円	6,570,000円
16,000円	5,840,000円
14,000円	5,110,000円
12,000円	4,380,000円
10,000円	3,650,000円
9,000円	3,285,000円
8,000円	2,920,000円
7,000円	2,555,000円
6,000円	2,190,000円
5,000円	1,825,000円
4,000円	1,460,000円
3,500円	1,277,500円

※年度途中の加入・脱退のときの保険料は月割りになります。  
 ※年度途中での給付基礎日額の変更はできません。

# 入会の手続きなど



## 入会いただける事業主

- ◎常時使用する労働者数が300人以下の事業主。  
(小売業、不動産業、金融業、保険業については50人以下、  
卸売業、サービス業については100人以下となります。)



## 入会の手続き

- ◎大阪SRの会員である社会保険労務士を通じて加入  
(委託契約)手続きしていただきます。  
※事業主が社会保険労務士を通じず、直接大阪SR経営労務  
センターと委託契約を結ぶことはできません。
- ◎委託と同時に「労災保険の特別加入」の手続きを  
行っていただくことができます。  
※特別加入については遡って適用することはできません。



## 必要な費用



### 【入会金】10,000円

※一元適用の事業で労災保険のみ加入の場合は5,000円

### 【会費】2,000円 / 月(年間24,000円)

※一元適用の事業で労災保険のみ加入の場合は  
1,000円 / 月(年間12,000円)



お問合せは